

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業) 交付要綱

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、エネルギー起源CO₂の排出抑制削減と廃棄物問題解決に資するための事業として、第4条第1項各号に規定する事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、循環産業の国際展開を促進し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「循環産業」とは、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、最終処分に関する廃棄物処理・リサイクルに係る産業をいう。

(交付の対象)

第4条 環境大臣(以下「大臣」という。)は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として、別表第1の第2欄において大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

- 一 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業

アジア諸国等海外において実施されるごみ発電、有機廃棄物のメタン発酵、廃棄物の燃料化等のエネルギー起源CO₂削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業を対象とし、事業を実施する事業者に対し、事業実現に向けた実現可能性調査の実施に係る費用の一部を補助する事業

2 前項の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、以下の①～③の条件をすべて満たす者とする。

① 次のイ)又はロ)に該当する民間法人であること。

イ) 我が国に本社又は主たる事務所を置いている法人であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でない法人

ロ) 上記①イ)の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人

② 次のイ)又はロ)に該当すること。

イ) 対象となる海外展開事業計画において、自らが事業遂行の中心的な役割を果たすこととなる事業者(共同実施の場合は、事業実施者及び共同事業者を指すものとする。)

ロ) 上記②イ)の者を含み、地方自治体、その他の共同事業者から成るコンソーシアム

③ 次のイ)からハ)のいずれかに該当すること。

イ) 平成28・29・30年度の環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者

ロ) 自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者

ハ) 自治体における一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可を取得している者

3 前項①から③掲げる2者以上の者が共同で第1項の事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、第1項の事業を自ら行い、かつ当該事業により財産

を取得する場合は、その財産を取得するものに限る。また、この場合において、代表者を事業実施者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受け行われる事業については、交付の対象としない。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次の各項に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。
- 三 前号で選定された額に別表第1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第6条 第4条第1項各号に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による交付申請書又は第9条第1項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第2-1による交付決定通知書又は様式第2-2による変更交付決定通知書を事業実施者に送付するものとする。

- 2 大臣は、第5条ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 大臣は、前項に定めるもののほか、第1項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

（変更申請）

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の変更申請を行う場合において、第5条1項の規定を準用する。

（契約等）

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の実施（遂行）上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

(計画変更の承認)

第 11 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第 9 条に定める手続きによるものとする。

- 一 事業内容の変更（第 4 条第 1 項第二号に掲げる事業については、用途の変更を含む。）をしようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 二 別表第 1 の第 2 欄に定める補助対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前の各配分額のいずれか低い額の 15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 5 による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 6 による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第 7 による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第 15 条 大臣は、前条の規定による報告書に基づき、補助事業が法令及び本要綱（以下「法令等」という。）、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第 16 条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第 17 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 12 条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 8 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式第 9 による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、第 5 条第 1 項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 18 条** 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 11 条による承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 10 による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第 19 条** 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 11 による精算（概算）払請求書を大臣へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第 20 条** 大臣は、第 12 条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し、補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項の規定に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 21 条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 12 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 22 条** 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第四号及び第五号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環境発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）を行ってはならぬ。

い。

- 4 大臣は、補助事業者が前項の規定に基づき取得財産等を処分することによって収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 5 前項の納付期限については、大臣による納付指示のなされた日から 20 日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間、大臣の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税額等の確定)

第 24 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第 13 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。大臣はその報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の納付については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第 25 条 補助事業により整備された施設及び機械器具には、環境省補助事業で取得した施設又は機械器具である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第 26 条 大臣は、第 6 条又は第 10 条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として 2 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(収益納付)

第 27 条 大臣は、補助事業者がこの補助事業の完了によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別に定める。

(附 則)

この要綱は平成 29 年 月 日から施行する。

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO ₂ 削減支援事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、試料分析費、補助員人件費、外注費、委託費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額	1/2 (中小企業法基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業にあっては補助対象経費の2/3)

1 費用	2 細目	3 内容
人件費 業務費		補助事業に従事する者(以下「事業従事者」という)の作業時間に対する給料その他手当をいい、補助事業に係る事業従事者の役割分担が分かる資料を添付すること。
	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	謝金	会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金をいい、会議等への出席や講演等を依頼したことが分かる証拠書類を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使用目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
	印刷製本費	事業を行うために直接必要な印刷、写真焼付及び図面焼増等に必要な経費をいい、単価、金額が分かる資料を添付すること。
	通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	借料及び損料	事業を行うために直接必要な会議に係る会議使用料等をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	試験分析費	事業を行うために直接必要な調査、分析等に必要な経費をいい、補助事業者が直接行う場合は、材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、外注や委託等により実施する場合は、外注費又は委託料の費用をいう。
	補助員人件費	事業を行うために必要な業務補助等を行う補助員(アルバイト)の賃金等をいい、契約書等、時間単価が分かる資料及び出勤簿やタイムカード等の出勤の事実が分かる書類を添付すること。
	外注費	事業を行うために、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者(請負)するために必要な経費をいう。
委託費	事業を行うために、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者(委託)に委任して行わせるために必要な経費をいう。	